

地方財政の充実・強化を求める意見書

全国的に少子高齢化が急速に進行する中、地方公共団体には、子育てや医療・介護をはじめとした社会保障制度の整備への的確な対応はもとより、人口減少を想定した地域活性化対策や、脱炭素化を目指した環境対策、デジタル化に対応した施策の充実など、極めて多岐にわたる役割を担うことが一層求められている。

また、近年における気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、社会生活を支えるインフラの耐震化に取り組むことや、災害時に地域において適切な医療を受けることのできる体制を構築することも、ますます重要なものとなっている。

こうした中、地方公共団体において、今後も増大する行政需要に対して主体的かつ継続的に取り組むためには、より積極的な地方財政を確立することが必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、令和８年度の政府予算及び地方財政の検討にあたり、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 社会保障制度の維持・確保、人への投資を含めた地域活性化、自治体DX化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の行政需要を的確に算定し、住民生活を支える行政体制の構築や行政サービスの提供に必要な人件費を含めた一般財源の充実を図ること。
- 2 子育て、医療・介護、虐待防止、生活困窮者自立支援など、地域社会の社会保障ニーズに対応できる体制の確保及び人材の育成を継続的に行うことのできる財源措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定税率の引上げを行うこと。また、所得税及び消費税を対象とした国税から地方税への税源移譲を積極的に行うこと。
- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政が行き詰まることのないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなど特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合には、確実にその補填を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として計上されている１兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源として、より明確に位置付けること。また、一部において導入されている行革努力等に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、見直しを行うとともに、地方の自主性を尊重した運用を行うこと。

- 6 会計年度任用職員の雇用の安定と処遇の改善が引き続き図られるよう、十分な財政措置を行うこと。
- 7 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている地方公共団体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当は対象から除外されたものの、依然として期末・勤勉手当等が対象となったままであり、地方公共団体における自己決定権を尊重する観点から、当該減額措置を早期に廃止すること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより、移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費を含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への「氏名の振り仮名」の記載やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体D Xに伴うシステム改修や事務負担等の増大が想定される場合には、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地方公共交通の維持が容易なものではなくなっている現状を踏まえ、公共交通専任担当者の積極的な確保を支援するとともに、地域公共交通の維持・拡充を主眼として、施策の一層の充実を図るための財源措置を講じること。
- 10 地方交付税に係る財源保障及び財政調整の機能の強化を図り、地方公共団体の実情に応じた対策を講じること。
- 11 自治体が行う事業において、労務費の適切な価格転嫁がなされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月1日

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣

あ て